

香川地方最低賃金審議会
第4回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年11月2日 15時06分～17時51分		
開催場所	高松サンポート合同庁舎 北館 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額：1,047円（+44円引上げ） 根拠：基幹労連の2023年春闘の企業内最低賃金180,000円を時給換算すると1,090円となり、現行の特定最賃1,003円を引くと87円となる。その差額を2年で解消するためには1年で43.5円となり、切り上げてプラス44円とした。</p> <p>使用者側 第1回提示額：1,035円（+32円引上げ） 根拠：高松市の消費者物価指数（令和5年7月分）が前年同月比3.2%上昇していることから、現行の特定最賃1,003円に3.2%をかけると32円となり、プラス32円とした。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：プラス38円 時間額1,041円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		